



金 沢 市 公 報

第 2 8 9 6 号 の 2

平成29年(2017年)3月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

<p>◎ 目 次</p> <p>●規 則</p> <p>○金沢市庁舎等管理規則の一部を改正する規則 (総務課) 1</p>	<p>ページ</p>	<p>●公営企業管理規程</p> <p>○金沢市企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程 (企業総務課) 1</p>
---	------------	--

規 則

金沢市庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第3号

金沢市庁舎等管理規則の一部を改正する規則

金沢市庁舎等管理規則(平成23年規則第55号)の一部を次のように改正する。

第5条第12号を次のように改める。

(12) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為

第6条第1項中「特別な理由」を「本市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月21日

金 沢 市 公 営 企 業 管 理 者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市企業局庁舎等管理規程の一部を改正する規程

金沢市企業局庁舎等管理規程(平成24年公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第12号を次のように改める。

(12) 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は氣勢を他に示す等の示威行為

第6条第1項中「特別な理由」を「本市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

平成29年(2017年)3月21日 印刷
平成29年(2017年)3月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄